

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」 に対する意見・提案

住所 府中市若松町 2-17-17
氏名 伊藤 久雄
電話番号 (略)

「中間のまとめ」に対する意見・提案

1. 意見

- ① 提案の項で述べるとおり、私は現在未着手の都市計画道路はすべて一度リセット（廃止）し、その上で必要な路線についてはあらためて都市計画決定手続きを取るべきだと考えている。

そのことを前提に、すなわち、あらためて都市計画決定手続きを取る際には、「中間のまとめ」の検討フロー図（14 ページ）において示されている以下の検証項目（大項目、小項目）はおおむね妥当だと考える。

- (1) 概成道路における拡幅整備の有効性の検証（ア 概成道路）
 - (2) 交差部の交差方式等の検証（ア 立体交差 イ 交差点拡幅部 ウ 支線 エ 隅切り オ 橋詰）
 - (3) 計画重複等に関する検証（ア 計画の重複 イ 事業実施済み区間）
 - (4) 地域的な道路に関する検証（ア 既存道路による代替可能性）
- ② この検証項目について、私の住む府中市に問い合わせたところ、府中市において該当するのは（1）の概成道路と、（2）の隅切りの2点であり、他は該当する項目はないとのことであった。概成道路は6路線あり（うち3路線は府中市で検討、他の路線は他市もふくまれる路線、東京都が検討する路線がある）、隅切りについては該当する箇所について、東京都において検討中とのことであった。
- ③ ②のような府中市の状況を考えると、都民（市民）が項目ごとに、その路線や箇所について意見を出すのは、「中間のまとめ」の段階では困難だと考える。検討路線、検討か所ごとの詳細を都民（市民）に対して示した上で、意見を求めるべきだと考える。

2. 提案

- ① 現在未着手の都市計画道路は、すべて旧都市計画法時代に都市計画決定された路線である。そのため、都市計画決定の手続きは市民参加手続きに乏しく、著しく不透明であった。また、計画決定から今日までこれも著しく長期間にわたって放置されてきたものであ

る。そこで私は先述のように未着手の都市計画路線はすべて一度リセット（廃止）し、その上で必要な路線についてはあらためて都市計画決定手続きを取るべきだと考える。

- ② そもそも、私は現行の都市計画法については抜本的に改正し、サンセット方式を導入すべきだと考えるが、この点は東京都の課題ではないので、詳細は割愛する。
- ③ 先述したように、「中間のまとめ」について詳細に検討し、意見を述べることは困難である。①で述べた一度リセット（廃止）することを前提に、あらためて検討路線、検討場所の詳細を明らかにし、意見を求めることを提案する。
- ④ なお、現在すすめられている、いわゆる特定整備路線は「第四次事業化計画」には挙げられていなかった路線である。かりに、3.11 後の首都直下地震の切迫性を考慮したとしても、本来であれば「第四次事業化計画」の修正手続きを行うべきものであったと考える。すなわち、計画行政からの逸脱との批判を免れない。猛省を求めるものである。